

福岡県田川地区消防組合公告式条例

〔昭和 45 年 12 月 21 日〕
〔 条 例 第 9 号 〕

（目的）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条第 4 項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、田川地区消防本部前の掲示場に掲示して行なう。

（規則の公布）

第 3 条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

（規程の公表）

第 4 条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印をおさなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程に準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第 5 条 第 2 条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、第 2 条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第 4 条の規定は、組合機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同条第 1 項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

第 6 条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。